

# 徳島県仏教会 県仏だより

発行日 平成29年2月1日  
発行者 岡部 義典  
発行所

一般社団法人 徳島県仏教会  
〒770-0908  
徳島市眉山町大滝山7  
常慶院（事務局）  
TEL088-653-1030  
FAX088-624-2220

## 第8号

ていたのですが、非常に残念です。広報委員会が精魂込めて発行して下さる「県仏だより」を会員さんに必ず配付してくださいませよう。お願いいたします。

### ごあいさつ



一般社団法人 徳島県仏教会  
代表理事・理事長 岡部 義典

謹んで新春の御慶びを申し上げます。会員各位のご健勝とご多幸をお祈りいたしますと共に、平素は当会に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成二十八年も熊本地方を震源とする地震をはじめ、各地において自然災害が発生し、多くの方が被災されました。心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の早期復興を祈念いたします。

さて、徳島県仏教会では、念願でありましたミャンマー（旧ビルマ）参拝旅行を計画いたしました。ミャンマーにおいて戦没者の慰霊と世界の平和を祈念するために、シユエダゴンパゴダ（眉山山頂のパゴダのモデル）参拝を計画（平成二十九年一月二十二日から二十七日）し、「県仏だより第七号」（平成二十八年八月十五日発行）に参拝募集を掲載いたしました。残念ながら参加者が極めて少なく、参拝団（十五名）を組むことが出来なくなり、次年度に延期することになりました。

参拝を呼びかけるため、問い合わせを進める中で、会員さんに「県仏だより」が届いていない仏教会があることがわかりました。会員全員に伝わっているものと思っ

次に、平成二十九年年度総会（五月中を予定）では、役員任期満了で改選（任期二年）が行われます。県仏教会では、県内の各仏教会を三地区に分けています。

- 中央地区（徳島市、鳴門市、勝浦郡、板野郡、上板、板野郡中板、板野郡下板、名東、石井町、神山町、佐那河内）
- 南部地区（小松島市、阿南市、丹生谷、海部郡上灘、海部郡牟岐、海部郡下灘）
- 西部地区（美馬東部、美馬西部、吉野川市、阿波進徳会、三好）

この三地区よりそれぞれ理事二名（代表理事選出地区は三名）、監事一名（代表理事選出地区以外）の理事七名、監事二名を選出します。年間スケジュールは、基本的には年四回の理事会と年一回の総会（共に監事を含む）があります。この選出された理事の内より代表理事・理事長一名、副理事長二名が選出されます。各地区仏教会での行事等で、定数配分に留意して選出くださいませよう。お心がけください。

本年も徳島県仏教会をよろしくお願い申し上げます。

寒さが一段と厳しくなりますので、ご法体ご自愛ください。

合掌



仏壇・仏具・墓石・神殿・神具・石材工事・ギフト

# 株式会社 ぶつだんのもり



## 0120-48-1115 本店

[www.b-mori.co.jp](http://www.b-mori.co.jp)

上記ホームページもしくは、右記ワードで 楽天市場 ぶつだんのもりで 検索

もくりんのブログ <http://b-mori.blogspot.jp/>

# 各宗派の紹介

## 真言宗御室派 おむろは



仁和寺二王門

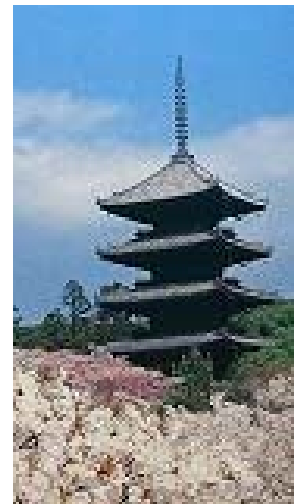
当派は弘法大師を宗祖と仰ぎ、寛平  
法皇の御開山で仁和寺を総本山と致し  
ます。

平安時代初期、第五十八代光孝天皇  
が京都大内山南麓に阿弥陀三尊を本尊  
とする一寺の建立を発願なされたのが  
仁和寺の始まりです。

光孝天皇は、御即位の時既に御老齡  
近く、竣工を視ること無く崩御なされ  
ました。御意志を継がれた第五十九代  
宇多天皇により、仁和四年（八八八）  
に金堂が完成、「西山御願寺」と呼ば  
れましたが、やがて年号の「仁和」を  
とって仁和寺と称されました。宇多天

皇は、御在位十年の三十一才で醍醐天皇に讓位なされ、東寺の益信  
を戒師として御出家、法皇として仁和寺に室（僧坊）を営まれ生涯  
を真言密教の修行に過ごされ、爾来、仁和寺は御室御所と敬称され  
、御室は附近一帯の地名ともなりました。その後歴代天皇の皇子が  
門跡（住職）の地位を継承され、明治維新まで、門跡寺院の筆頭と  
して統括してまいりました。

益信を祖とする宇多法皇の法流は広沢流と呼ばれ、醍醐寺の小野流  
と共に、東密事相の根本二流の一つとして興隆しました。仁和寺の



御室桜と五重塔

伽藍は、応仁の乱の戦火を受  
け、応仁二年（一四六八）に  
その大部分を焼失しました。  
現在の伽藍のほとんどは、江  
戸初期の寛永年間に、第二十  
一代覚深法親王が、徳川幕府  
の援助を受け再建されまし  
た。樹高が低く遅咲きで有名な御室桜も、現存するものはこの頃か  
ら植えられたと考えられています。四月下旬には、洛中最後をかざ  
る御室桜をめぐる人々で、境内は大いにぎわいを見せておりま  
す。

仁和寺は平成六年（一九九四）に「古都京都の文化財」としてユ  
ネスコの世界遺産に登録されました。

（以上は、旧御室御所 世界文化遺産 仁和寺 平成二十五年十二  
月第八版からの抜粋）

### 徳島支所管内の状況

支所教学講習会、仁和伝法所での伝授等への参加による法流の研  
鑽等の教相、お護摩、大般若転読等の事相の両面に励み、檀家信者  
の方々にも、本山から特派布教師をお呼びする等布教活動も盛んに  
実施されています。近年は金剛流御詠歌御室金剛講の活性化に力を  
注がれております。

### 宗派の特色ある取り組み

「二味和合」を法語として、「手をつなごう・・・助けあい・語り  
あい・信じあう・・・われらみな仏の子」を仁和寺の標語として、  
日々これらを三密の修行としてとらえ「凡聖不二」を説くべく布教  
活動を実践致しております。

（文 つるぎ町 真光寺 井村淳海）





# 寺院が知っておきたい法律知識

## 宗教法人運営のための法律入門④

### 備付書類の閲覧請求があった場合

宗教法人は、信者その他の利害関係人から備付書類の閲覧請求があったときは、閲覧に正当な利益があり不当な目的でない限り、これを閲覧させなければなりません（宗教法人法第25条3項）。

ここで上記の「正当な利益」「不当な目的」について説明します。

**正当な利益** 継続的に財産基盤の維持形成に貢献している檀信徒や門徒など、管理運営上の役職である総代、宗教上の地位にある僧侶、包括・被包括宗教法人などが宗教法人の適正な運営に資するという利益や、債権者、保証人などが債権を確保するという利益をいいます。

**不当な目的** 宗教法人を誹謗中傷する。情報を第三者に不当に流す。恐喝等不当に財産的利益を得ようとするような目的をいいます。

また、備付書類とは先月号（No.602）でご紹介した【図Ⅰ】(1)①の部分にあたります。従って、これ以外の財産台帳、総勘定元帳・金銭出納帳、月次試算表・精算表、剰余金処分計算書、預貯金通帳、収益事業の申告書などは対象外なので、信者その他の利害関係人に閲覧させる義務はありません。

### 【図Ⅰ】 宗教法人の持っている情報

#### (1) 法人そのものに関する情報

① 備付書類 (宗教法人法第25条2項)	A 規則及び認定書
	B 役員名簿
	C 財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表(収支計算書と貸借対照表は作成しているときのみ)
	D 境内建物に関する書類(財産目録に記載されていない境内建物についてのみ)
	E 議事録及び事務処理簿(事務処理簿は宗教活動以外のもの)
	F 公益事業を行っているときは、その事業に関する書類(公益事業以外の事業を行っている場合も含む)

宗教法人にはそれぞれの役割があります。

物事を決定する人	⇒ 責任役員
行動する人	⇒ 代表役員
決定とおり行動したか反省する人	⇒ 監事

宗教法人は必ずしも監事を置かなくてもよいとしていますから、責任役員や代表役員、もしくは総代が監事の役割を果たしている寺院もあります。このように宗教法人には、関係する人が複数いますから、それぞれの人が職務を遂行するために、事実に関する認識を共有しておく必要があります。そこで、必要最低限の書類を作成して備え付けなければならないとされているわけです。

事務所に備え付ける書類等は、原則として作成された最新のものです。ただし、認証書については設立時からのものをすべて備え付けておきます。また、議事録や事務処理簿については、少なくとも前年度分について備え付ける必要があるとされています。

次号では、閲覧請求の手続きについて述べてみます。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修



# 事務局だより

県仏教会の慶弔規定がありますので、左記に該当することがございましたら、事務局までご連絡ください。なお、申請用紙は県仏ホームページよりダウンロード可能です。<http://tokukenbutsu.com>

慶事 一 御住職の結婚（住職に限る）  
 弔事 一 御住職の遷化（住職に限る）  
 二 本堂の新築及び改築

編集後記〇正月号と言いつつながら発行が遅くなりました。申し訳ございません〇今期の広報委員会が発行します「県仏だより」も今回が最終です。ご拝読、誠にありがとうございます。



したもので、博さんの長男毅さん（阿南市在住）が遺品整理で見つけた軍刀です。警察に届け出後、教育委員会での審査の結果、刃については処分することとなりましたが、柄、鐔、鞘をパゴダに奉納することとなりました。奉納式は博さんの命日であります一月十三日午前十一時から、岡部理事長を導師、新居委員長（平和の塔委員会）、谷委員長（広報委員会）を職衆として執行し、片山家より四名のご親族が参列されました。今後パゴダに博さんの写真とともに陳列されます。

## 秋季戦没英霊過去帳慰霊法要

平成二十八年九月二十六日、平和記念塔パゴダにおいて戦没英霊過去帳慰霊法要が厳修され、県ビルマ会を中心とした戦没者遺族約八十名が参列されました。パゴダ一階ホールに設けられた祭壇に戦没者過去帳・大東亜戦没者並び殉国英霊の位牌を安置し、初めに徳島県仏教会岡部義典理事長による洒水・達嚨の後、来賓として徳島県遺族会より慰霊の言葉をいただき、その後岡部理事長を導師として十二名の各宗僧侶による読経が行われました。参列者は読経に合わせて順に焼香を行い、戦没者の供養を祈り、法要終了後は岡部義典理事長による講演が行われました。

## 軍刀をパゴダに奉納



平成二十九年一月一三日、眉山山頂パゴダにて軍刀が奉納されました。

この軍刀は、大東亜戦争において、故片山博さんが、タイへ出征の際に、携帯

仏壇・仏具・寺院荘厳具・神殿・神具・巡拝用品



# 瀬戸内佛具店

〒770-0905 徳島市東大工町2-19 TEL 088-622-1740